申請手数料表 1 (静岡県版)

株式会社 確認サービス URL http://www.kakunin-s.com

■ 確認検査業務手数料(非課税)

1. 業務区域 : 全国

2. 対象建築物等: 建築基準法第6条第1項第1号から第4号に掲げる建築物、建築基準法施行令第138条で指定する工作物、

建築基準法施行令第146条で指定する建築設備、建築基準法第7条の6第1項第2号の規定による認定

但し、北海道(札幌市を除く。)、青森県、岩手県、宮城県(仙台市を除く。)、秋田県、山形県、福島県、東京都(島しょ部に限る。)、新潟県(新潟市を除く。)、富山県、石川県(金沢市を除く。)、福井県、長野県、鳥取県、島根県、岡山県(岡山市を除く。)、広島県(広島市を除く。)、山口県、徳島県、香川県、愛媛県(松山市を除く。)、高知県、福岡県(北九州市及び福岡市を除く。)、佐賀県、長崎県、熊本県(熊本市を除く。)、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の全域は、一棟あたりの申請延べ面積2,000 ㎡以上の建築物並びに当該建築物と同一敷地内にある

建築物、工作物及び建築設備とする。

3. 手数料は、申請部分の床面積の合計及び主要用途種別①~④により定めています。

(表—1)

種別	主要用途		
(1)	建築基準法第6条第1項第4号に掲げる建築物及び建築基準法第68条の11に定める「型式部		
(1)	材等製造者の認証」を受けた建築物。ただし、構造審査を行う必要があるものは②とする。		
<u> </u>	①以外の一戸建て住宅(併用住宅は住宅部分の床面積が 1/2以上のものに限る)、長屋住宅及		
2	び共同住宅(併用住宅は住宅部分の床面積が1/2以上のものに限る)		
<u></u>	①以外の事務所、倉庫、配送センター、車庫、工場及び店舗(地上1階建ての、物品販売店、飲食		
3	店、サービス業その他これらに類するものに限る)		
4	 ~③以外のもの 		

◆ 確認申請手数料

● 審査手数料

(建築物) (表-2) ※1: 静岡県内店が受付ける静岡県内型式認定建築物、※2: 静岡県内店が受付ける静岡県内4号建築物

※東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県内の建築物は下表内床面積 100 ㎡を 50 ㎡と読み替えて適用します。 単位 : 円

			主 要	用 途 種	別	
申請部分の床面積の合計		1)	0		4
	※ 1	 2	その他の地域	2	3	4
100 m [°] 以内	13, 000	15, 000	18, 000	30, 000	30, 000	44, 000
100 ㎡を超え 200 ㎡以内	21, 000	24, 000	28, 000	40, 000	40, 000	70, 000
200 ㎡を超え 500 ㎡以内	28, 000	32, 000	38, 000	72, 000	72, 000	94, 000
500 ㎡を超え 1,000 ㎡以内		48, 0	00	150, 000	100, 000	200, 000
1,000 ㎡を超え 2,000 ㎡以内				200, 000	190, 000	320, 000
2,000 ㎡を超え 3,000 ㎡以内				300, 000	240, 000	380, 000
3,000 ㎡を超え 4,000 ㎡以内				400, 000	290, 000	450, 000
4,000 ㎡を超え 5,000 ㎡以内				500, 000	340, 000	520, 000
5,000 ㎡を超え 10,000 ㎡以内				600, 000	450, 000	700, 000
10,000 ㎡を超え 20,000 ㎡以内				800, 000	600, 000	900, 000
20,000 ㎡を超え 30,000 ㎡以内				1, 000, 000	700, 000	1, 000, 000
30,000 ㎡を超え 40,000 ㎡以内				1, 100, 000	750, 000	1, 200, 000
40,000 ㎡を超え 50,000 ㎡以内				1, 200, 000	800, 000	1, 400, 000
50,000 ㎡を超え 100,000 ㎡以内				1, 600, 000	1, 000, 000	1, 800, 000
100,000 ㎡を超え 200,000 ㎡以内				2, 400, 000	1, 500, 000	2, 500, 000
200,000 mを超える				2, 800, 000	1, 800, 000	3, 000, 000

	小荷物専用昇降機	型式部材等製造者認証 を受けたもの		左記以外
昇 降 機	15,000/1 基	19,000/1 基		38,000/1 基
	令第 138 条第 1 項の工作物(※サイロ等除く)		令第 138 9	条第2項及び第3項の工作物
工作物	26,000/1 基			33,000/1 基

◆共通

1. (表-2-1) 左欄の審査項目が該当する建築物の申請手数料は、当該審査手数料に同表右欄の料金を加算します。

(表-2-1) 単位 : 円

(我一2一1)	中心 : 口
審査項目	加算額
天空率 (500 ㎡以下の建築物)	審査手数料の2割
天空率 (500 ㎡超の建築物) 斜線規制 (道路・隣地・北側) 毎に右欄を加算	審査手数料の2割
特殊設備(告示浄化槽)	審査手数料の2割
特殊設備(機械排煙設備)	審査手数料の2割
避難安全検証法(大臣認定は除く)	審査手数料の4割
耐火性能検証法(大臣認定は除く)	審査手数料の4割
延焼防止建築物等(令136条の2第一号ロ、第二号ロ)	審査手数料の4割

- 2. 主要用途種別が同一申請敷地内に混在する場合の手数料の算定は、主要用途のうち最大床面積の種別により全体を算出した額と主要用途種別の床面積ごとに手数料を算出した合計額を比較し、廉価を採用します。
- 3. 一の建築物の中に複数の主要用途種別が混在する場合は、原則として主要用途種別④の手数料を適用します。
- 4. 同一棟増築の申請手数料は、増築部分の床面積に既設部分の床面積の 1/2 を加算した面積が手数料算定面積になります。
- 5. 用途変更、移転、大規模の修繕及び大規模の模様替の申請手数料は、申請部分の床面積に申請以外の部分(同一棟)の床面積の1/2を加算した面積が手数料算定面積になります。
- 6. 一団地の総合的設計、連担建築物設計制度等の一敷地複数棟の申請手数料は、棟ごとの該当する手数料の合計とします。
- 7. 報奨金の対象は、500 ㎡以下の型式適合認定・型式部材等製造者の認証を受けた建築物及び4号建築物の審査手数料となります。

◆変更

- 1. 計画変更確認申請の手数料は、原則として平成11年4月28日付建設省住指発第202号通達の第4の1に示す方法で算定します。
- 2. 他の機関で確認を受けたものの計画変更確認申請は、新しい確認申請とみなし(元の申請部分の床面積を含める)手数料を算定します。
- 3. 床面積が500 mを超える建築物で、軽微な変更説明書が提出されている完了検査手数料は、(表 5)の手数料の1割を加算します。

◆構造

1. (表-2-2)左欄の審査項目が該当する建築物の申請手数料は、当該審査手数料に同表右欄の料金を加算します。

(表-2-2) 単位:円

審査	加算額		
特定天井等(特定天井・落下防止)	審査手数料の2割		
構造計算適合性判定が必要な建築物の図	10,000		
	1,000 ㎡以内	80,000	
	1,000 ㎡を超え 2,000 ㎡以内	100,000	
構造ルート2基準審査 ※構造別棟単位で加算	2,000 ㎡を超え 10,000 ㎡以内	120,000	
公開度が保予性で加	10,000 ㎡を超え、50,000 ㎡以内	160,000	
	50,000 me超える	280,000	

- 2. 構造審査が必要な構造別棟が2棟以上ある場合、2棟目から1棟を増ごとに審査手数料の2割を加算します。
- 3. 構造性能評価、任意の構造安全審査を受けたものの申請手数料は、該当する審査手数料の2割を減額します。
- 4. 塔状比が6を超える建築物(前項に該当するものを除く)は任意の構造安全審査の評定書を添付してください。
- 5. 構造部材の断面検討を一貫計算プログラムを使用せず表計算等手計算により行っている場合は別途見積加算します。
- 6. 増築等の計画で耐震診断・補強に関する図書を添付する場合は、当社耐震評定委員会その他第三者機関による評定書を添付してください。

◆工作物

- 1. 工事区域内に数ヶ所または数種類の工作物がある場合は、1 申請であっても1 基ごとの手数料の加算になります。
- 2. 建築物に設置する工作物の申請手数料は、設置する建築物の床面積の1/2の審査手数料を加算します。ただし、建築物の確認申請を当社で同時に行っている場合は除きます。
- 3. 令第 138 条の工作物で高さが 15m を超えるもの、又は水平若しくは垂直投影面積で最大の面積が 50 m を超えるものは、(表-2)の床面積を水平若しくは垂直投影面積で最大の面積によみかえ主要用途種別④の手数料を適用します。(サイロ等は次項による)
- 4. サイロ等については(表-2)の床面積を水平若しくは垂直投影面積で最大の面積によみかえ主要用途種別④の手数料を適用します。(但し床面積500 m³以下の場合は500 m³超えの手数料を適用します。)

5. 特殊な工作物(風力発電、遊戯施設等で回転、運動等が伴うもの)は、任意の構造安全審査の評定書を添付してください。

◆昇降機

1. 昇降機単独(設置する建築物の確認申請を弊社で行っていないもの、又は建築物の増築確認申請を伴わない増設等)の申請手数料は、1申請につき 20,000 円を加算します。

◆ 中間検査申請手数料

(建築物) (表-4) ※1: 静岡県内店が受付ける静岡県内型式認定建築物、※2: 静岡県内店が受付ける静岡県内4号建築物

※東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県内の建築物は下表内床面積 100 ㎡を 50 ㎡と読み替えて適用します 単位 : 円

	大大小的 17大小八 1天大 约上小 10大是朱初6十五 15大山 10 m 2 00					
			主 要 用	途 種 別		
申請部分の床面積の合計	①			2 3 4		
	※ 1	 2	その他の地域			
100 m [*] 以内	17, 000	19, 000	22, 000	40, 000		
100 ㎡を超え 200 ㎡以内	23, 000	26, 000	30, 000	54, 000		
200 ㎡を超え 500 ㎡以内	30, 000	34, 000	45, 000	72, 000		
500 ㎡を超え 1,000 ㎡以内		65, 000		120, 000		
1,000 ㎡を超え 2,000 ㎡以内				200, 000		
2,000 ㎡を超え 3,000 ㎡以内				250, 000		
3,000 ㎡を超え 4,000 ㎡以内				300, 000		
4,000 ㎡を超え 5,000 ㎡以内				350, 000		
5,000 ㎡を超え 10,000 ㎡以内				450, 000		
10,000 mを超える				600, 000		

- 1. 中間検査の申請部分の床面積は、平成11年4月28日付建設省住指発第202号通達の第4の2に示す方法で算定します。
- 2. 報奨金の対象は、500 ㎡以下の型式適合認定・型式部材等製造者の認証を受けた建築物及び4号建築物とします。
- 3. 一団地の総合的設計、連担建築物設計制度等の一敷地複数棟の申請手数料は、棟ごとの該当する手数料の合計とします。
- 4. 工区を分けて中間検査を受ける場合は、工区ごとに中間検査申請及び中間検査申請手数料が必要になります。ただし、特定行政庁が 定める場合はそれによります。
- 5. 地域割増手数料・料金地域表(表-19)に示す市町村等は、それぞれの地域割増手数料を加算します。
- 6. 当社で確認済証を交付していない建築物等の中間検査の手数料は、審査手数料(表-2)を加算します。
- 7. 再検査(同一検査申請に係る検査が2回以上となる場合)は、原則として1回目の検査手数料に相当する額が追加となります。

◆ 完了検査申請手数料

(建築物) (表-5) ※1: 静岡県内店が受付ける静岡県内型式認定建築物、※2: 静岡県内店が受付ける静岡県内4号建築物

※東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県内の建築物は下表内床面積 100 ㎡を 50 ㎡と読み替えて適用します 単位 : 円

			主要	用 途 種	別	
申請部分の床面積の合計		1)	2	()	
	※ 1	 2	その他の地域		3	4
100 m [°] 以内	19, 000	21, 000	25, 000	37, 000	37, 000	41, 000
100 ㎡を超え 200 ㎡以内	25, 000	28, 000	33, 000	41, 000	41, 000	56, 000
200 ㎡を超え 500 ㎡以内	34, 000	38, 000	45, 000	49, 000	49, 000	71, 000
500 ㎡を超え 1,000 ㎡以内		62, 0	00	100, 000	110, 000	170, 000
1,000 ㎡を超え 2,000 ㎡以内				150, 000	150, 000	250, 000
2,000 ㎡を超え 3,000 ㎡以内				250, 000	190, 000	300, 000
3,000 ㎡を超え 4,000 ㎡以内				300, 000	220, 000	350, 000
4,000 ㎡を超え 5,000 ㎡以内			350, 000	250, 000	400, 000	
5,000 ㎡を超え 10,000 ㎡以内				450, 000	300, 000	550, 000
10,000 ㎡を超え 20,000 ㎡以内				600, 000	420, 000	700, 000

20,000 ㎡を超え 30,000 ㎡以内	700, 000	500, 000	800, 000
30,000 ㎡を超え 40,000 ㎡以内	800, 000	600, 000	900, 000
40,000 ㎡を超え 50,000 ㎡以内	900, 000	700, 000	1, 000, 000
50,000 ㎡を超え 100,000 ㎡以内	1, 200, 000	900, 000	1, 400, 000
100,000 ㎡を超え 200,000 ㎡以内	1, 900, 000	1, 200, 000	1, 900, 000
200,000 ㎡を超える	2, 200, 000	1, 500, 000	2, 300, 000

(建築設備・工作物)(表-6)

単位 : 円

		小荷物専用昇降機	型式部材等製造者認証		 左記以外	
		17110 3710511 100	を受けたもの			
	5基以下	18,000/1 基	24,000/1 基		60,000/1 基	
昇 降 機	6基以上9基以下	15,000/1 基	20,000/1 基		48,000/1 基	
	10 基以上	14,000/1 基	18,000/1 基		42,000/1 基	
	令第 138 条第 1 項のコ		C作物 令第 138 条		第2項及び第3項の工作物	
工作物(1件につき) 47,000/1基				47,000/1 基		

- 1. 報奨金の対象は、500 ㎡以下の型式適合認定・型式部材等製造者の認証を受けた建築物及び 4 号建築物とします。
- 2. 避難安全検証法(評定・大臣認定を含む)・延焼防止建築物等(令136条の2第一号ロ、第二号ロ)による確認申請を行ったものの完了 検査申請手数料は、該当する手数料の3割を加算します。
- 3. 一団地の総合的設計、連担建築物設計制度等の一敷地複数棟の申請手数料は、棟ごとの該当する手数料の合計とします。
- 4. 地域割増手数料・料金地域表(表-19)に示す市町村等は、それぞれの地域割増手数料を加算します。
- 5. 令第 138 条第2項第 2 号及び第 3 号に掲げる工作物で、投影面積が 10 mを超えるものまたは高さが4mを超えるものは、(表 5)の床面積を水平又は垂直投影面積で最大の面積によみかえ主要用途種別④の手数料を適用します。
- 6. 当社で確認済証を交付していない建築物等の完了検査手数料は、審査手数料(表-2、3)を加算します。
- 7. 再検査(同一検査申請に係る検査が2回以上となる場合)は、原則として1回目の検査手数料に相当する額が追加となります。
- 8. 主要用途種別が同一申請敷地内に混在する場合の手数料の算定は、主要用途のうち最大床面積の種別により全体を算出した額と主要用途種別の床面積ごとに手数料を算出した合計額を比較し、廉価を採用します。
- 9. 表-6中の昇降機の基数は、昇降機が設置される建築物及び昇降機の確認申請を弊社で行っており、同一昇降機メーカー、同一申請地及び同日に完了検査を行う基数の合計数です。
- 10. 床面積が500㎡を超える建築物で、軽微な変更説明書が提出されている完了検査手数料は、(表-5)の手数料の1割を加算します。
- 11. 当社で仮使用認定通知書を交付している建築物の表-5中の申請部分の床面積の合計は、申請部分の床面積の合計から仮使用認定されている部分の床面積の1/2を除いた床面積とします。
- 12. 当社で適合判定通知書等(※)を交付している建築物の完了検査手数料は、(表-5)の手数料の3割を加算します。
- 13. 当社以外で適合判定通知書等(※)の交付を受けている建築物の完了検査手数料は、(表-5)の手数料の3割+省エネ適合性判定審査 手数料を加算します。
 - (※)適合判定通知書等とは、省エネ適合性判定通知書、低炭素認定書、性能向上計画認定書(建築物省エネ法第30条)、大臣認定書をいう。

◆ 仮使用認定申請手数料(仮使用認定手数料には現場検査も含みます)

(建築物)(表-7-1)※東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県内の建築物は下表内床面積 100 ㎡を 50 ㎡と読み替えて適用します 単位 : 円

申請部分の床面積の合計		主要用	途 種 別	
中間即分の水面積の石間	1	2	3	4
100 ㎡以内	25, 000	37, 000	37, 000	41, 000
100 ㎡を超え 200 ㎡以内	33, 000	41, 000	41, 000	56, 000
200 ㎡を超え 500 ㎡以内	45, 000	49, 000	49, 000	71, 000
500 ㎡を超え 1,000 ㎡以内	62,000	100,000	110,000	170,000
1,000 ㎡を超え 2,000 ㎡以内		150,000	150,000	250,000
2,000 ㎡を超え 3,000 ㎡以内		250,000	190,000	300,000
3,000 ㎡を超え 4,000 ㎡以内		300,000	220,000	350,000

4,000 ㎡を超え 5,000 ㎡以内	350,000	250,000	400,000
5,000 ㎡を超え 10,000 ㎡以内	450,000	300,000	550,000
10,000 ㎡を超え 20,000 ㎡以内	600,000	420,000	700,000
20,000 ㎡を超え 30,000 ㎡以内	700,000	500,000	800,000
30,000 ㎡を超え 40,000 ㎡以内	800,000	600,000	900,000
40,000 ㎡を超え 50,000 ㎡以内	900,000	700,000	1,000,000
50,000 ㎡を超え 100,000 ㎡以内	1,200,000	900,000	1,400,000
100,000 ㎡を超え 200,000 ㎡以内	1,900,000	1,200,000	1,900,000
200,000 ㎡を超える	2,200,000	1,500,000	2,300,000

- 1. 主要用途種別①は、建築基準法第6条第1項第4号に掲げる建築物を除きます。
- 2. 当社で仮使用認定通知書を交付している建築物は、完了検査手数料の割引があります。

(建築設備・工作物)(表-7-2)

単位 : 円

		小荷物専用昇降機	型式部材等製造者認証 を受けたもの		左記以外
	5 基以下	18,000/1 基	24,000	/1基	60,000/1 基
昇 降 機	6基以上9基以下	15,000/1 基	20,000	/1基	48,000/1 基
	10 基以上	14,000/1 基	18,000/1 基		42,000/1 基
令第 138 条第 1 項の		工作物		第2項及び第3項の工作物	
工作物(1件につき) 47,000/1基		47,000/1 基	47,000/1基		47,000/1 基

- 1. 避難安全検証法(評定・大臣認定を含む)・延焼防止建築物等(令136条の2第一号ロ、第二号ロ)による確認申請を行ったものの仮使用認定手数料は、該当する手数料の3割を加算します。
- 2. 一団地の総合的設計、連担建築物設計制度等の一敷地複数棟の仮使用認定手数料は、棟ごとの該当する手数料の合計とします。
- 3. 地域割増手数料・料金地域表(表-19)に示す市町村等は、それぞれの地域割増手数料を加算します。
- 4. 令第 138 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に掲げる工作物で、投影面積が 10 ㎡を超えるものまたは高さが 4mを超えるものは、(表-7-1) の床面積を水平又は垂直投影面積で最大の面積によみかえ主要用途種別④の手数料を適用します。
- 5. 当社で確認済証を交付していない建築物等の仮使用認定手数料は、審査手数料(表-2、3)を加算します。
- 6. 再検査(同一検査申請に係る検査が2回以上となる場合)は、原則として1回目の検査手数料に相当する額が追加となります。
- 7. 主要用途は、仮使用部分の用途ではなく、仮使用部分を含む建築物全体の主要用途とします。
- 8. 表-3中の昇降機の基数は、昇降機が設置される建築物及び昇降機の確認申請を弊社で行っており、同一昇降機メーカー、同一申請地 及び同日に仮使用認定検査を行う基数の合計数です。
- 9. 当社で適合判定通知書等(※)を交付している建築物の仮使用認定申請手数料は、(表-7-1)の手数料の3割を加算します。
- 10. 当社以外で適合判定通知書等(※)の交付を受けている建築物の仮使用認定申請手数料は、(表-7-1)の手数料の3割+省エネ適合性判定審査手数料を加算します。
 - (※)適合判定通知書等とは、省エネ適合性判定通知書、低炭素認定書、性能向上計画認定書(建築物省エネ法第30条)、大臣認定書をいう。

■地域割増手数料・料金(非課税)

地域割増手数料・料金地域表

(表一19)

単位:円

\	. 10	10/					+ 177.11	
地域名		世夕	割増額	対象地域				
	쁘	- 以石	刮塇頟	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	
	Α	地域	14,000	御嵩町 の都市計画区域内			いなべ市 の都市計画区域内	
	В	地域	26,000	恵那市 郡上市 中津川 市 八百津町 の都市計画区域内	都市計画区域外	都市計画区域外	亀山市 鈴鹿市 松阪市 津市 明和町 多気町 菰野町 の都市計画区域内	
	С	地域	38,000	下呂市 高山市 飛騨市			伊賀市 伊勢市 志摩市 尾鷲市 熊野市 鳥羽市 名張市 玉城町 御浜町 紀北町 南伊勢町	
				都市計画区域外			都市計画区域外	

141+47	空山 4 女五	対象地域			
地域名	割増額	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県
A 地域	14,000	坂戸市 日高市 加須市 羽生市 深谷市 幸手市 鶴ヶ島市 東松山市 川島町 杉戸町 宮代町 吉見町 の都市計画区域内	印西市 佐倉市 八街市 の都市計画区域内		横須賀市 逗子市 葉山 町 の都市計画区域内
B 地域	26,000	滑川町 鳩山町 美里町	市原市 成田市 富里市 袖ケ浦市 木更津市 酒々井町 の都市計画区域内	都市計画区域外	相模原市の一部(緑区の 一部※1) 三浦市 愛川 町 の都市計画区域内 都市計画区域外
C 地域	38,000	秩父市 長瀞町 皆野町 横瀬町 小鹿野町 東秩 父村	地市 いす 市 いす 市 市市 市 市市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 年 市 市 市 年 京 市 市 市 京 市 市 年 田 市 市 東 網 宿 市 日 車 市 日 車 で 長 光 市 市 町 東 任 市 東 代 市 市 町 東 代 市 市 町 東 代 市 市 町 東 代 市 市 町 東 代 市 東 代 市 市 東 代 市 市 東 代 市 東 で 東 で		
		都市計画区域外	都市計画区域外		

+₩+±+.⁄2	世域名 割増額 対象地域				
地域名	刮塇頟	茨城県	栃木県	群馬県	山梨県
A 地域	14,000	下妻市 常総市 坂東市 かすみがうら市 八千代 町 の都市計画区域内	小山市 の都市計画区域内		都留市 大月市 身延町 西桂町 上野原市 富士河口湖町 の都市計画区域内
B 地域	26,000	水戸市 古河市 石岡市 結城市 笠間市 筑西市 桜川市 小美玉市 境町 五霞町 の都市計画区域内	下野市 足利市 栃木市 佐野市 真岡市 宇都宮市 上三川町 壬生町 野木町 の都市計画区域内	前橋市 高崎市 太田市館林市 藤岡市 富田市安中市 伊勢崎市 玉村町 板倉町 明和町 大泉町 邑楽町 千代田町の都市計画区域内	甲府市 山梨市 甲斐市 笛吹市 甲州市 中央市 昭和町 市川三郷町 富士川町 の都市計画区域内
C 地域	38,000	日立市 鹿嶋市 潮来市市 高萩市 常陸太田市 那珂市市 常陸大田市 那珂市市市市市市 北茨城町 大きなか宮里町 大子町 東海村 利根町 稲敷市 和根 新市 和根 新市 和根 新市 和根 新市 和根 新市 和根 和 和 和 和 和 和 和 和 和 和	應沼市 日光市 矢板市 那須烏山市 さくら市 那須塩原市 大田原市 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町 塩谷町 那須町 高根沢町 那珂川町	桐生市 沼田市 渋川市 みどり市 下仁田町 甘楽町 草津町 吉岡町 中之条町 東吾妻町 長野原町 みなかみ町 榛東村	韮崎市 南アルプス市
		都市計画区域外	都市計画区域外	都市計画区域外	都市計画区域外

地世夕	地域名 割増額 光神県 一一一一一一一		対象	対象地域		
地場石	刮垣缺	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	
A 地域	14,000	近江八幡市 東近江市 彦根市 米原市 野洲市 長浜市 竜王町 豊郷町 愛荘町 の都市計画区域内	亀岡市 井手町 の都市計画区域内		太子町 西脇市 姫路市 福崎町 の都市計画区域内	
B 地域	26,000		綾部市 南丹市 福知山 市 笠置町 和東町 京 丹波町 宇治田原町 南 山城村 の都市計画区域内		相生市 朝来市 宍粟市 丹波市 たつの市 篠山 市 佐用町 赤穂市 淡路市 洲本市 上郡町 南あわじ市 市川町 神河町 多可町 の都市計画区域内	
C 地域	38,000	高島市	舞鶴市 宮津市 京丹後市 与謝野町 伊根町		養父市 豊岡市 香美町 新温泉町	
		都市計画区域外	都市計画区域外		都市計画区域外	

地域名	割増額・	対象地域		
地域石	引垣创	奈良県	和歌山県	
A 地域	14,000	香芝市 橿原市 葛城市 福原市 桜井市 天牧町 王寺町 三宅町 安堵町 三郷町 三郷原本 川西町 田市 大和高田市 の都市計画 区域内	和歌山市 岩出市 紀の 川市 の都市計画区域内	
B 地域	26,000	高取町 大淀町 明日 香村 五條市 の都市計画区域内	有田市 海南市 紀美野町 九度山町 橋本市 かつらぎ町 の都市計画区域内	
C 地域	38,000	曾爾村 御杖村 川上村 十津川村 上北山村 山添村 宇陀市 吉野町 野迫川村 東吉野村 下北山村 黒滝村 天川 村 下市町	高野町 有田川町 広川 町 湯浅町 由良町 日 高町 美浜町 御坊市 新宮市 田辺市 印南町 白浜町 串本町 太地町 すさみ町 那智勝浦町 古座川町 上富田町 日高川町 みなべ町 北山村	
		都市計画区域外	都市計画区域外	

割増額	対象地域
別途見積もり	北海道、東県、県、岩手山 ・大学、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、

- 1. 確認検査(建築物)、建設住宅性能評価、適合証明現場検査等を同時に行う場合、1つの検査のみ地域割増手数料を加算します。 ただし、建築物の規模により、2つ以上の検査に加算することがあります。
- 2. 同一敷地内で一度に複数の昇降機完了検査を同じ日時に行う場合、地域割増手数料は1件分のみとします。
- 3. 同一敷地(街区)内で一度に複数の工作物完了検査を同じ日時に行う場合、地域割増手数料は1件分のみとします。
- 4. 同一敷地内で一度に建築物と工作物の完了検査を同じ日時に行う場合、地域割増手数料は1件分のみとします。
- 5. 同一団地内で一度に複数の戸建て住宅の検査を行う場合、地域割増手数料は1件分のみとします。ただし、申請者の都合により別々に検査を行うように変更となった場合には、追加検査回数分地域割増手数料を追加します。